

確定申告がスタートします

町・県民税、所得税の申告はお早めに

2月18日(月)から3月17日(月)まで



町・県民税の申告と所得税の確定申告が2月18日(月)から始まります。申告は1年間に生じた所得金額と税額を確定させる大切な手続きです。下記の説明を参考に該当するかたは、3月17日(月)までに申告してください。

申告期間間近になりますと、会場は大変混雑しますので、申告書の書き方などをよく読んで、記入できる箇所は記入し、必要な書類を必ず持参してください。

ご自宅のパソコンで確定申告書が作成できます

インターネットで国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅で24時間いつでも所得税、消費税(個人)の確定申告書が簡単に作成できます。次の3ステップで、税務署に行かなくても確定申告ができます。

ステップ1 申告書データの入力

- ・入力した内容を基に税額などが自動計算されます。
- ・作成途中のデータを保存することができます。

ステップ2 プリントアウト(印刷)

ステップ3 税務署に郵送

e-Tax をご利用ください

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、自宅からインターネットを利用して申告・納税ができ大変便利です。

【e-Taxを利用して所得税の確定申告をする】

- 本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと**最高5,000円の税額控除**を受けることができます。(平成19年分又は平成20年分のいずれか1回のみ)

●添付書類の提出が不要

医療費の領収書や源泉徴収票等の提出が省略できます。(確定申告期限から3年間保管が必要)

●還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

【e-Taxをご利用いただくためには】

電子申告の開始届出書の提出、電子証明書やICカードリーダライタの取得などが必要です。

確定申告書作成会場

とき 3月17日(月)まで
午前9時～午後5時

*土・日曜日は除きます。ただし、2月24日(日)・3月2日(日)は開設します。

ところ 岡崎税務署
岡崎市羽根町北乾地50-1 岡崎合同庁舎
☎58-6511

会場では、確定申告をされる皆さんが自分で申告書等を作成できるよう職員がアドバイスをいたします。期間中は、駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

申告期間間近になりますと大変混雑します。医療費控除や住宅ローン控除などの還付申告書は、1月からでも提出できますので、申告書は自分で作成して早めに郵送などで提出してください。

【税理士による無料税務相談所】

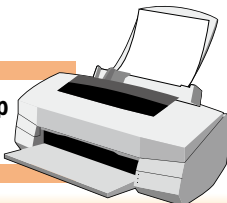
所得税および消費税・地方消費税の申告で分からないときは、税理士による無料税務相談所をご利用ください。

とき 2月19日(火)から26日(火)までの平日

ところ 幸田町商工会館

相談時間 午前9時30分から午後4時まで
(正午から午後1時までは休憩)

協力 東海税理士会岡崎支部



問合せ

- 確定申告書等作成コーナーについては **国税庁ホームページ** <http://www.nta.go.jp>
- 電子申告(e-Tax)については **e-Taxホームページ** <http://www.e-Tax.nta.go.jp>

所得税の確定申告が必要なかた

- ◆事業所得や不動産所得がある場合
 - ・各種所得金額の合計額が、基礎控除・配偶者控除などの各種控除の合計額より多い人
 - ◆給与所得がある場合
 - ・給与の収入が2,000万円を超える人
 - ・給与所得および退職所得以外の所得が20万円を超える人
 - ・2か所以上の勤務先から給与を受けている人
- *上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの適用を受けようとする場合は、確定申告が必要です。

所得税の確定申告をすると税金が戻るかた

給与所得者や年金収入のかたで、確定申告の必要がないかたでも、次のいずれかに当てはまるかたは、確定申告をすると源泉徴収された税金が還付されることがあります。

- ①マイホームをローン等で取得した場合
(申告に必要な書類)
 - ・住民票の写し
 - ・住宅(土地)の登記事項証明書
 - ・住宅(土地)の売買(請負)契約書の写し
 - ・住宅ローンなどの年末残高証明書
- ②多くの医療費を支払った場合
- ③災害や盗難に遭った場合
- ④年の途中で退職し、年末調整を受けていない場合
- ⑤年末調整で控除の手続きを忘れたかた



確定申告に必要なもの

- 確定申告書、収支内訳書(事業所得や不動産などのある場合)
 - 帳簿など、収入金額や必要経費の内訳の分かるもの
 - 源泉徴収票(給与や年金のある場合)コピー不可
 - 社会保険料(国民年金保険料)の控除証明書
 - 生命保険料、地震保険料((旧)長期損害保険料)の控除証明書
 - 医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額の分かるもの(医療費控除を受ける場合)
 - 印鑑
 - 所得税の還付を受ける金融機関の本人名義の口座番号(還付申告の場合)
- *上記以外の書類などが必要となる場合もあります。書類が不足していると申告できない場合がありますので、詳細は岡崎税務署(☎58-6511)へお尋ねください。

平成19年分の所得税から適用される主な改正事項

- ・定率減税(10%、最高12万5,000円)が平成18年分をもって、廃止されました。
- ・所得税の税率構造が4段階から6段階に改められ、平成19年分以後の所得税に適用することとされました。
- ・損害保険料控除に変わり地震保険料控除(上限5万円)が創設されました。なお、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、従前の計算による金額(上限1万5,000円)を控除することができます。(地震保険料控除と合わせて上限5万円)保険契約の内容が地震保険と長期損害保険の両方に該当するときは、いずれか一方の契約のみ該当するものとされています。
- ・従来の短期損害保険料の控除(上限3,000円)は廃止されました。

【振替納税利用のお願い】

所得税や消費税(個人事業者)の納税方法に振替納税の制度があります。これは金融機関の預貯金口座から自動引き落としができる制度です。ぜひご利用ください。

町県民税の申告

問合せ
税務課町民税G 内線161・162

平成20年1月1日現在で町内に在住し、昨年中に所得のあった人で、次のいずれかに該当する人は、**町県民税の申告**をしてください。ただし、勤務先で**年末調整をした人や所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告をする必要はありません。**

- 給与所得があり、20万円以下の給与以外の所得がある人
 - 2か所以上から給与を受けている人(20万円以下の所得)
 - 昨年中に退職した人で、再就職していない人
 - 国民健康保険に加入している人(申告がない場合は、軽減の適用が受けられません。)
 - 公的年金等(厚生年金、国民年金など)を受給しており、社会保険料控除などを受けようとする人
 - 土地・建物などを売った人で、特別控除等の特例を受けることより、確定申告の提出義務のない人
- *昨年中に所得がなかった人でも、所得証明などが必要な人および国民年金の免除申請をする人は申告が必要です。

町県民税の申告用紙は2月上旬に郵送します

昨年、町県民税の申告をした人で申告が必要と思われる人は、2月上旬に申告用紙を郵送します。申告用紙が届かない人および新たに申告をする人は、受付会場へお越しください。

町県民税申告に必要なもの

確定申告時に必要なものと同じです。前ページの「確定申告に必要なもの」をご確認ください。



町県民税の申告受付

次の日程により町県民税の申告受付を行います。

- とき** 2月18日(月)～3月17日(月)
午前9時～正午、午後1時～4時 *土・日曜日は除く
- ところ** 役場4階ホール

確定申告(A申告のみ)の受付について

役場会場でも所得税の確定申告を受けますが、対象となるのは**A申告**(給与、雑(年金、その他)、配当、一時所得)のみです。**B申告となる所得**(営業・農業などの事業所得、不動産所得、土地や株などの譲渡所得など)がある場合は**受付できませんので、必ず税務署で申告してください。**

なお、住宅借入金などの特別控除を受けるかたは、税務署会場での申告となります。

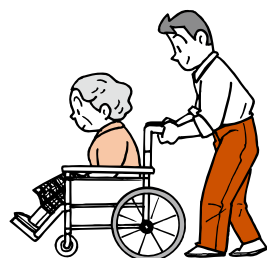
要介護認定を受けているかたの障害者控除

確定申告などをする本人または扶養家族が「障害者(特別障害者)」に該当する場合、「障害者控除」として、一定金額を所得から差し引くことができます。この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。

また、これらを持っていないかたで、平成19年12月31日現在、65歳以上で要介護認定を受けているかたは、『障害者控除対象者認定書』により控除を受けることができますので、役場福祉課介護保険Gで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けているかたの状態により証明書を発行できない場合もあります。

問合せ 福祉課介護保険G 内線154・155・156



平成20年度から実施される町県民税の税制改正について

各地方団体が自主性を発揮し、身近でよりよい行政サービスを行うため、国(所得税)から地方(町県民税)への「税源移譲」が始まりました。この税源移譲に伴い、ほとんどのかたは、平成19年1月から所得税が減り、その分6月から町県民税が増えています。主な改正は次のとおりです。



税源移譲

■地震保険料控除の創設(損害保険料控除の変更)

これまでの損害保険料控除が見直され、地震保険料控除が創設されました。同時に損害保険料控除は廃止されますが、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金のある契約のもの)は、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられました。

- 控除額については、
- ・地震保険・・・支払った地震保険料の2分の1(限度額25,000円)
 - ・旧長期損害保険・・・従前の計算による金額(限度額10,000円)
- *地震保険料と旧長期損害保険料の両方支払った場合の控除限度額は25,000円です。

■住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)に係る減額措置

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が減少する場合があります。このような場合、申告することにより、所得税における住宅ローン控除額の減少分を翌年度の町県民税の所得割から控除できる経過措置が設けられました。

対象となるかたは、平成11年～18年末までに入居されたかたで、適用を受けるためには、毎年3月15日(平成20年は3月17日)までに申告が必要になります。

■税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

税源移譲に伴い、平成19年度の町県民税が増えたかたは、平成19年分の所得税で調整されますが、平成19年分の所得が大幅に減少し、所得税での調整ができない場合は、町県民税で調整するという経過措置が設けられました。

対象となるかたは、退職、休職などにより平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなったかたで、平成19年度の町県民税に限り改正前の水準まで減額されます。ただし、経過措置を受けるためには、平成20年7月1日から31日までに申告が必要になります。

■老年者非課税措置廃止に伴う経過措置の終了

昭和15年1月2日以前に生まれたかたで、前年中の合計所得金額が125万円以下のかたに適用されていた非課税措置が、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の3分の2、19年度には税額の3分の1が軽減されていましたが、平成20年度にはこの措置がなくなります。

納税は安心して便利な口座振替をご利用ください!

町税などを指定された預貯金の口座から各納期に自動的に振り替えて納付する制度です。下記に記載した金融機関でご利用になれます。申請用紙は、役場税務課および町内の金融機関の窓口へ備え付けてあります。手続きの際は、口座番号の分かるものと通帳に登録してある印鑑をご持参ください。

口座振り替え取り扱い金融機関一覧

- 銀行
三菱東京UFJ銀行、名古屋銀行、みずほ銀行
- ゆうちょ銀行および郵便局
- 信用金庫
岡崎信用金庫、蒲郡信用金庫、西尾信用金庫
碧海信用金庫、豊川信用金庫
- あいち三河農業協同組合

問合せ 税務課収納G 内線165・166

